

議第 8 号

高山市道路占用料条例の一部を改正する条例について

高山市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 2 月 2 7 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

道路法施行令の改正に伴い改正しようとする。

高山市道路占用料条例の一部を改正する条例

高山市道路占用料条例（昭和42年高山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
占用物件		占用料			占用物件		占用料		
		単位	金額				単位	金額	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部～法第32条第1項第6号に掲げる施設の部（略）					法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部～法第32条第1項第6号に掲げる施設の部（略）				
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）の款～旗ざおの款（略）				令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）の款～旗ざおの款（略）			
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	37		幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	37
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	370			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	370
アーチの款（略）					アーチの款（略）				
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		370	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		370
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				160	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				160
備考（略）					備考（略）				

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。